

## 第2弾

## 筑西市プレミアム商品券



# 取扱店を募集します！

申込手数料  
**無 料**

換金手数料  
**無 料**

振込手数料  
**無 料**

物価高騰の影響を受けている市民への家計支援や地元商店及び地元飲食店等への支援を行うことで、市内の経済回復を図るために「第2弾 筑西市プレミアム商品券」を発行します。

この商品券を利用できる店舗・事業所を募集します。各店・各事業所のPRや販売促進活動の一環として、活用いただきたく取扱店の登録をお願いします。ぜひお申込みください。

令和8年8月31日(月)までに登録となった店舗・事業所については、商品券の利用できる取扱店一覧のチラシに掲載されます！

### ■ 商品券の概要

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 販売価格  | 1,000円/1セット(10,000円分)                                                            |
| 商品券内容 | 1セット10枚綴り<br>共通券(大型店・中小店・飲食店)<br>1,000円券×2枚<br>中小店・飲食店専用券(中小店・飲食店)<br>1,000円券×8枚 |
| 利用期間  | 令和8年10月26日(月)～<br>令和9年1月31日(日)                                                   |

### ■ 申込方法について

申込期間：令和8年7月15日(水)～12月28日(月)  
(土日祝日を除く)午前9時30分～午後4時30分

「第2弾 筑西市プレミアム商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、申請するものとする

**様式第1号**(申請書はホームページからダウンロード可)

- ①下館商工会議所又は筑西市商工会、若しくは(協)日専連しもだての会員が営む店舗・事業所は、所属する団体へ郵送又は持参
- ②上記以外の小規模事業者が筑西市内で営む店舗・事業所は、お近くの下館商工会議所、筑西市商工会、(協)日専連しもだてへ営業内容のわかる書類(例：営業許可証、申告書、公共料金の領収証等)を添付し郵送又は持参

### ■ 取扱店の要件

- ①下館商工会議所又は筑西市商工会、若しくは(協)日専連しもだての会員が営む店舗・事業所
- ②上記以外の小規模事業者が筑西市内で営む店舗・事業所  
※「第2弾 筑西市プレミアム商品券事業実施要領(取扱店用)」を順守すること

#### 【対象外となる事業所】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うもの
- ・業務の内容が公序良俗に反するもの

### ■ 守っていただきたいこと

- ・商品券は現金と同様に扱うこと
- ・使用済み商品券は、再流出を防止するため券面の一部を切り取り、裏面の取扱店欄に店名を記入(店名スタンプ可)すること
- ・商品券の偽造や不正使用が明らかな場合は、受け取り(使用)を拒否するとともに、発行者(筑西市)及び警察に通報すること
- ・登録店に支給される販売促進物品(のぼり旗やポスター等)は、利用者がわかりやすい場所に表示すること
- ・商品券の換金申請は、必ず指定のあった期間内に行うこと(期間外の換金は認めない)

### 【お問い合わせ・申請先】

### 【お問い合わせ】

下館商工会議所

〒308-0031 筑西市丙360  
TEL 0296-22-4596

筑西市商工会

〒300-4517 筑西市海老ヶ島1292-1  
TEL 0296-52-2511

(協)日専連しもだて

〒308-0031 筑西市丙88  
TEL 0296-24-5578

筑西市商工観光課

TEL 0296-54-7011

# 国の重点支援地方交付金活用事業 第2弾 筑西市プレミアム商品券

## 実施要領（取扱店用）

### 1. 申込期間

令和8年7月15日(木)から12月28日(月)までに、「第2弾 筑西市プレミアム商品券取扱店登録申請書」（様式第1号）を下館商工会議所又は筑西市商工会、若しくは協日専連しもだての窓口申請すること  
※下館商工会議所又は筑西市商工会、若しくは協日専連しもだての会員以外の事業所は、営業内容のわかるものを添付すること（営業許可証、申告書、公共料金の領収証等）  
※令和8年8月31日(月)までに登録となった店舗・事業所については、商品券利用取扱店一覧のチラシに掲載する

### 2. 資格要件

- ①下館商工会議所又は筑西市商工会、若しくは協日専連しもだての会員が営む店舗・事業所
  - ②上記以外の小規模事業者が筑西市内で営む店舗・事業所
- ※本事業実施要領（取扱店用）を順守できる事業者に限る

### 3. 責 務

- ・商品券は現金と同様に扱うこと
- ・使用済み商品券は、再使用を防止するため券面の一部を切り取り、裏面の取扱店欄に店名を記入（店名スタンプ可）すること
- ・商品券の偽造や不正使用が明らかな場合は、受取り（使用）を拒否するとともに、発行者（筑西市）及び警察に通報すること
- ・登録店に支給される販売促進物品（のぼり旗やポスター等）は、利用者がわかりやすい場所に表示すること

#### ▼ 使用対象外

- ・換金性の高いものの購入（商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等）
- ・投機的な性質のもの（土地、有価証券等）
- ・公共料金等の支払い（税金、電気料金、水道料金等）
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業への支払い
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

#### ▼ 注 意 事 項

- ・現金との引き換えはできない
- ・つり銭は支払わない
- ・商品券の盗難、紛失等には発行者（筑西市）は責任を負わない
- ・不正に取得した商品券は換金しない

### 4. 換 金

商品券の換金は、毎月2回とする

受付期間：令和8年10月26日(月)から令和9年2月15日(月)

※期間を過ぎても換金は一切受け付けない

受付時間：午前9時30分～午後4時30分

受付締日：毎月第1回目 15日／毎月第2回目 末日 ※土日祝日の場合は指定した日とする（初回は11月13日）

支 払 日：毎月第1回目分 末日／毎月第2回目分 翌月15日 ※土日祝日の場合は指定した日とする（初回は11月30日）

支払方法：口座振込とする（取扱店登録申請時に指定した口座）

※同一受付締日に複数回換金請求の場合には、合算して振込とする

#### ▼ 申 請 方 法

「第2弾 筑西市プレミアム商品券換金請求書」（様式第2号）に必要事項を記入し、使用済み商品券を添えて登録申請をした下館商工会議所又は筑西市商工会、若しくは協日専連しもだての窓口へ提出すること

※使用済み商品券は、券面の一部（指定箇所）を切り取り、裏面に店舗名を記載すること

### 5. その他

本要領に定めのない事項または本要領について疑義が生じた事項については、発行者（筑西市）と事業受託者（下館商工会議所）が協議して定めるものとする